

(様式17号の1)

誓 約 書

私(私の家族: _____)は令和 年 月 日に _____ 事故により _____ 病院において診療を受けましたが、この診療費は、国民健康保険法の規定により医療費の全額又は一部の給付制限を受ける場合があっても異議のないことを誓約いたします。

尚、医療費の全額又は一部の給付制限については、組合の請求がほしい指定期日までに返還いたします。

★参考 国民健康保険法の規定とは・・・

第60条・・・被保険者が自己の犯罪行為により、又は故意に疾病にかかり、又は負傷しときは当該疾病又は、負傷に係る療養の給付等を行わない。

第61条・・・被保険者が闘争、泥酔又は著しい不行跡によって疾病にかかり、又は負傷したときは、当該疾病または負傷に係る療養の給付等は、その全部又は一部を行わないことができる。

第62条・・・保険者は、被保険者又は被保険者であった者が、正当な理由なしに療養に関する指示に従わないときは、療養の給付等の一部を行わないことができる。

第63条・・・保険者は、被保険者若しくは被保険者であった者又は保険給付を受ける者が、正当な理由なしに、第66条の規定による命令に従わず、又は答弁若しくは受診を拒んだときは、療養の給付等の全部又は一部を行なわない事ができる。

第64条・・・保険者は、給付事由が第三者の行為によって生じた場合において、保険給付を行ったときは、その給付の価額の限度において、被保険者が第三者に対して有する損害賠償の請求権を取得する。

第65条・・・偽りその他不正の行為によって保険給付を受けた者があるときは、保険者は、その者からその給付の価格の全部又は一部を徴収することができる。

第66条・・・保険者は、保険給付を行なうにつき必要があると認めるときは、当該被保険者若しくは被保険者であった者又は保険給付を受ける者に対し、文書そのほかの物の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に質問若しくは診断をさせることができる。

令和 年 月 日

埼玉県建設国民健康保険組合

理事長 齋藤健次殿

組合員住所 _____

氏名 _____ ㊟

電話番号 _____